

重点課題5. 相談支援の充実

障がいのある人の「相談」は、様々な悩み等の軽減・解消のみならず、必要な福祉サービスの利用につなげることで、更には潜在的なニーズを掘り起こすことが期待される、身近で第一歩となる取り組みです。

また、平成27年4月から障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画の作成が必須となり、その作成にあたる相談支援事業所の数は年々増加傾向にある一方、今後具体的な支援の充実を図る上でその重要性が高まることが予想されます。

課題を抱える障がいのある人が更なる困難を抱えるようなことがないよう、より緊密な相談体制を構築し、量的な充足に加え、質的な向上を図る必要があります。

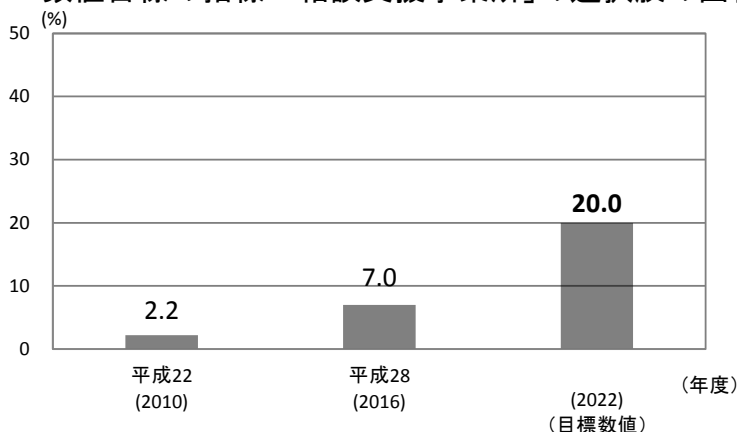
- 基本施策 (1) 相談支援体制の整備
- 基本施策 (2) 計画相談支援の充実
- 基本施策 (3) 当事者団体等における相談活動
- 基本施策 (4) 地域移行の推進
- 基本施策 (5) 経済的不安に向けた支援の充実
- 基本施策 (6) 地域生活支援拠点の整備

■ 重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

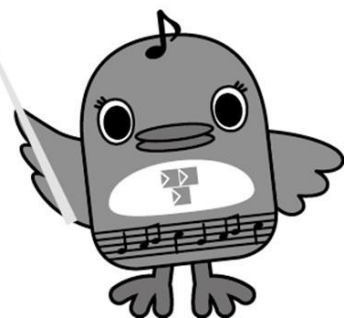
【在宅の人(18歳以上)対象調査】生活状況について

問13:あなたは、日常生活で困ったことや悩みについて、誰に相談していますか。
(複数回答可)

数値目標の指標:「相談支援事業所」の選択肢の回答率



目標数値
20.0%



障がいのある在宅の人(18歳以上)が困ったときの相談先について、「相談支援事業所」の選択肢の回答率を指標としました。平成22年度の調査は2.2%でしたが、平成28年度は7.0%と増加しています。障がいのある人が相談先を自由に選択できる環境を整備するとともに、専門の相談機関である相談支援事業所の利用を促進することにより、この回答率の更なる増加を目指し、2022年度の目標数値は20.0%とします。

基本施策 (1)相談支援体制の整備

■現状と課題

アンケート結果では、障がいのある人全体では、相談先として「家族・親族」への相談が非常に高くなっています。

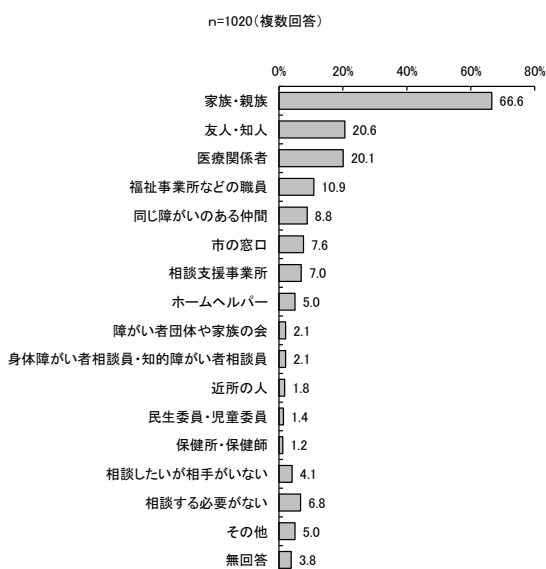
また、障がいのある子では、「学校の教職員」や「同じ課題を持つ人やその保護者の方」への、施設に入所している人では、「施設や病院の職員」への、在宅の人(18歳以上)では、「友人・知人」「医療関係者」への相談が高くなっています。

このように、日常的に接している人を相談先としている場合が多いため、今後必要に応じて相談支援事業所をはじめ、福祉関連部門への相談につなげていくことが必要です。

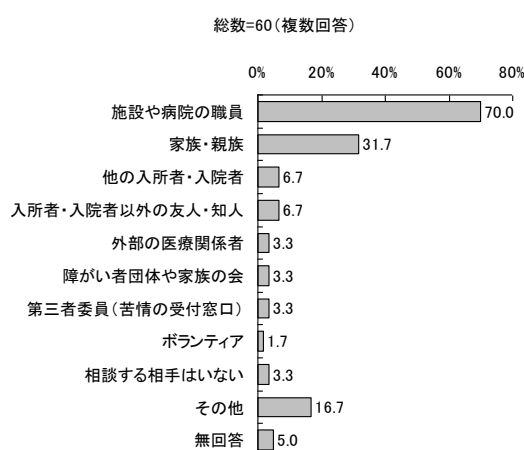
そのために、福祉とそれ以外の分野の情報共有や協力の推進、関係団体や事業所との連携など図りながら、相談者に応じた専門性の高い人生設計を見据えた相談体制の構築が必要です。

■困った時の相談先

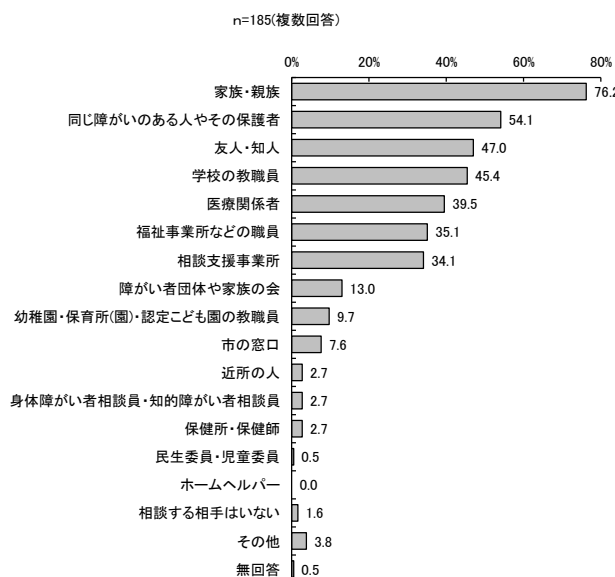
【在宅の人(18歳以上)】



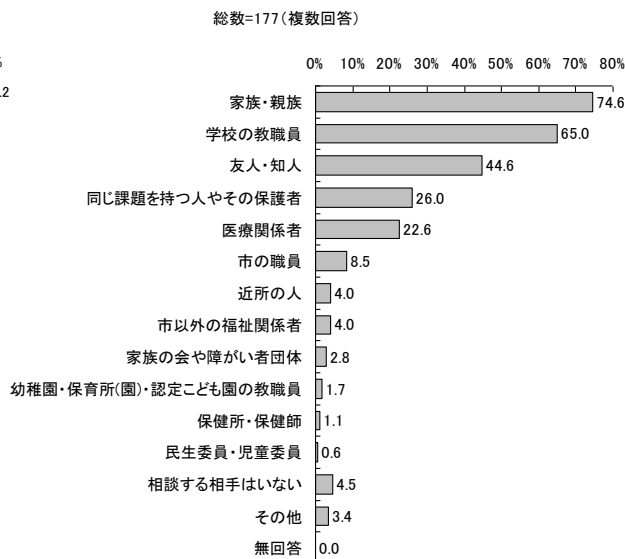
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



■ 施策の方向性

福祉部門とそれ以外の分野の情報共有と協力の推進、関係団体や事業所との連携など、相談者に応じた専門性の高い、人生設計を見据えた相談体制の充実

■ 施策の展開

- ・各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業所や地域において相談機能の役割を担う当事者団体との連携強化による相談支援体制の充実 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人の家族に向けての相談支援の強化 【障がい福祉課】
- ・ひきこもりの人への支援の実施 【障がい福祉課】
- ・地域の中核的な相談支援機関の設置 【障がい福祉課】
- ・精神障がいのある人及び難病の人等の相談における健康福祉センターとの連携の強化
【障がい福祉課】
- ・民間委託による相談支援拠点数の確保など身近な相談支援体制の整備
【障がい福祉課】
- ・地域共生協議会での困難事例等の検討や情報共有による相談支援の質の向上
【障がい福祉課】
- ・福祉分野以外の研修会への参加等相談支援に携わる職員の資質向上 【障がい福祉課】
- ・地域共生協議会相談支援部会と協力した本市の相談支援体制全般にわたる継続的な検討 【障がい福祉課】

基本施策 (2) 計画相談支援の充実

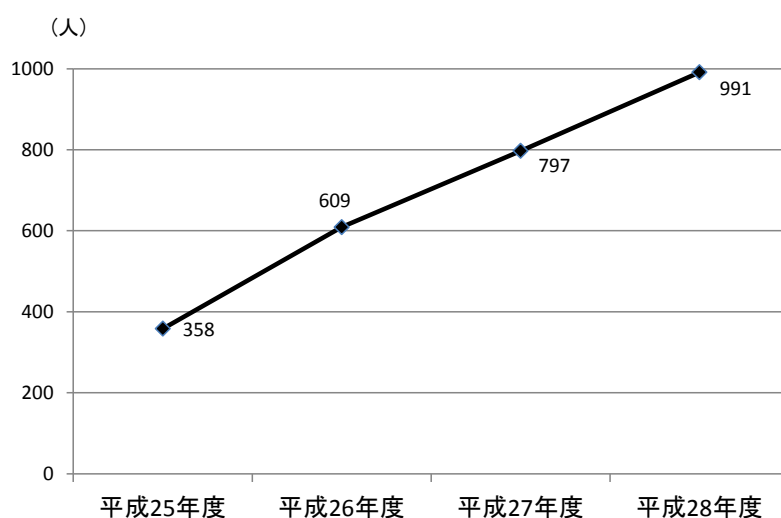
■ 現状と課題

計画相談では、どのような福祉サービスを利用できるかや自分に適合する福祉サービスの利用の仕方などの相談が毎年多くあり、平成28年度では991人が利用しました。

在宅の人(18歳以上)へのアンケート結果では、「計画相談支援」の利用意向が24.9%と高くなっています。また、その中で障がい別に見ると、知的障がいのある人が38.1%と最も高くなっています。

利用者が増加する中でも、障がいのある人の生活の質の向上につながるきめ細かい計画作成の相談ができるよう、相談支援事業所と相談支援専門員の体制を充実する必要があります。

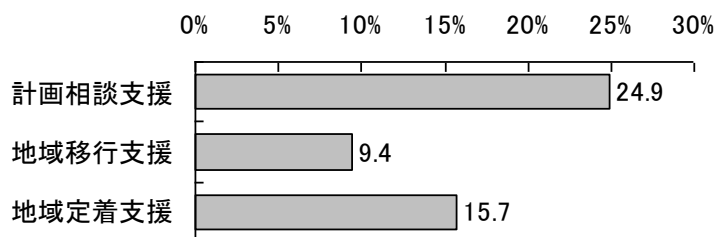
■ 計画相談利用状況(平成25年度～28年度)



■ 相談支援(「サービス等利用計画」)の利用意向

【在宅の人(18歳以上)】

総数=1,020(複数回答)



	合計	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
全体	1020 100.0	254 24.9	96 9.4	160 15.7
身体障がい	644 100.0	139 21.6	45 7.0	94 14.6
知的障がい	168 100.0	64 38.1	28 16.7	26 15.5
精神障がい	213 100.0	62 29.1	24 11.3	39 18.3

■ 施策の方向性

計画相談の利用者が増加する中でも、障がいのある人の生活の質の向上につながるきめ細かい計画作成の相談ができる相談支援事業所と相談支援専門員の体制の充実

■ 施策の展開

- ・サービス等利用計画の作成や一般相談等、利用者の立場に立った適切な相談支援体制の充実【障がい福祉課】
- ・計画相談支援の利用促進と、利用者の意向に沿ったサービス等利用計画の活用に向けた情報提供【障がい福祉課】
- ・相談支援に携わる相談支援専門員等の質の向上に向けた取り組みの推進
【障がい福祉課】
- ・計画相談支援の利用拡大に対応できるための相談支援事業所の新規参入等に向けた環境整備の検討【障がい福祉課】

基本施策 (3)当事者団体等における相談活動

■現状と課題

障がいのある人への困ったときの相談先についてのアンケート結果によると、「障がい者団体や家族会」の割合は、18歳未満の人と保護者の人では13%ありましたが、その他の障がいのある人ではそれぞれ3%前後と非常に低くなっています。

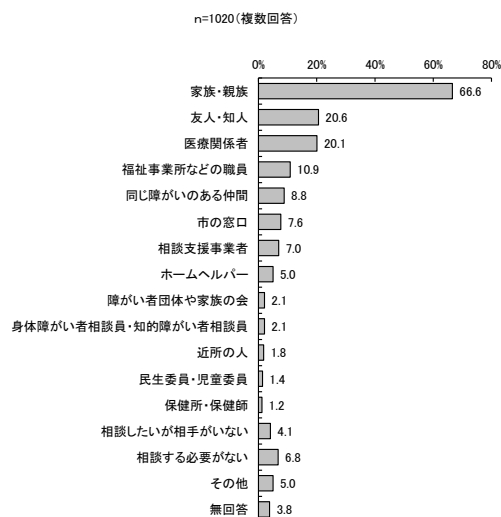
当事者団体や障がいのある人が、他の障がいのある人及びその家族の相談に対応することは、同じ障がいがある立場として経験を生かした対応ができるなど、大変重要です。

しかし、各障がい者団体は、構成員の固定化や高齢化等様々な問題を抱えています。

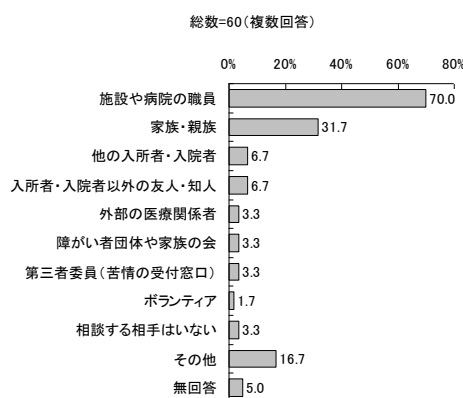
このようなことから、障がい者団体に関する情報発信を積極的に行うことで団体加入者の拡大を図るとともに、同じ障がいのある人同士あるいは障がいの種別の異なる人同士で情報交換ができる場や交流の拡大に取り組む必要があります。

■困ったときの相談先

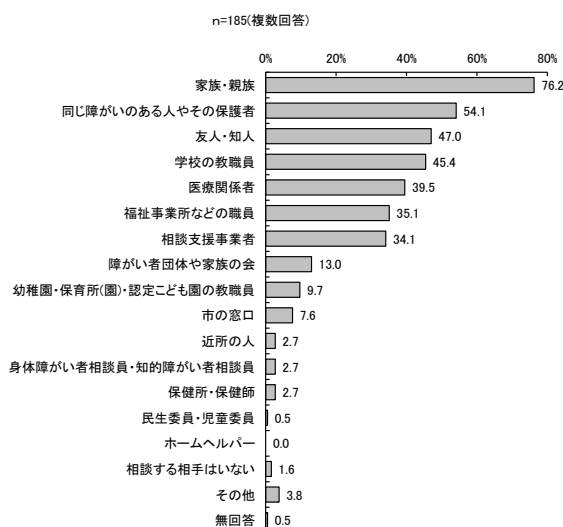
【在宅の人(18歳以上)】



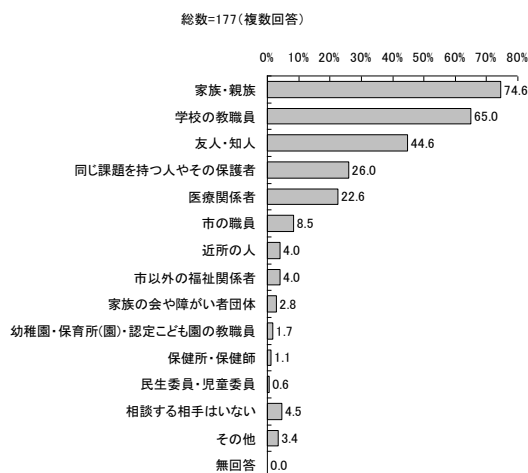
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



■ 施策の方向性

障がい者団体に関する情報発信を積極的に行うことで団体加入者の拡大につなげるとともに、同じ障がいのある人同士あるいは障がい種別の異なる人同士で情報交換ができる場の設置や交流の拡大

■ 施策の展開

- ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員など同じ障がいのある立場で対応する相談支援の充実 【障がい福祉課】
- ・新規相談者等への当事者団体の活動についての幅広い周知 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人同士の交流や情報交換の促進 【障がい福祉課】
- ・ピア研修についての積極的な情報提供 【障がい福祉課】
- ・ピアサポート活動の充実のための支援の推進 【障がい福祉課】
- ・障がい種別の異なる人が集い、情報交換ができる場の検討 【障がい福祉課】
- ・子育て中の精神障がいのある人同士の交流機会の検討 【障がい福祉課】

基本施策 (4)地域移行の推進

■現状と課題

地域移行に関する相談件数は、平成27・28年度ともに1件となっています。

障がいのある人に聞いた将来の暮らし方の希望についてのアンケート結果では、在宅の人(18歳以上)・18歳未満の人と保護者の人・発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人は「家族と暮らしたい」、施設に入所している人は「現在入所している施設で暮らし続けたい」が最も高くなっています。

次いで、在宅の人(18歳以上)では「一人暮らしがしたい」、施設に入所している人では「施設を退所して、家族と暮らしたい」「施設を退所して、グループホームなどで暮らしたい」、18歳未満の人と保護者の人では「グループホームなどに入所したい」、発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人では「一人暮らしがしたい」がそれぞれ高くなっています。

地域で暮らすことを想定した場合の課題の調査結果では、在宅の人(18歳以上)・18歳未満の人と保護者の人・発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人は「生計に不安がある」、施設に入所している人は「身の回りのことが十分できない」が最も高くなっています。(第1編第2章 4. アンケート調査結果の概要をご参照下さい。)

精神科病院の長期入院者や施設入所者の実態把握を含め、障がいのある人が自ら希望する生活のあり方が選択でき、地域での生活を希望する人は住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住系サービスのほか、様々な障害福祉サービスを始めとした支援体制の充実を図る必要があります。

■相談件数

区分	実利用人数			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域移行支援	-	-	1	1

■将来の暮らし方

		合計	家族と暮らしたい	1人暮らしをしたい	グループホームなどに入居したい	障がい者の入所施設に入りたい	高齢者の入所施設に入りたい	わからない	その他	無回答
		在宅の人(18歳以上)	実数	1,020	480	110	51	38	56	185
	%	100.0	47.1	10.8	5.0	3.7	5.5	18.1	3.8	6.0

		合計	施設を退所して、家族と暮らしたい	施設を退所して、1人暮らしをしたい	施設を退所して、グループホームなどで暮らしたい	現在入所している施設で暮らし続けたい	どちらとも言えない・わからない	その他	無回答
		施設に入所している人	実数	60	8	3	6	25	13
	%	100.0	13.3	5.0	10.0	41.7	21.7	6.7	1.7

■将来の暮らし方

		合計	家族と暮ら したい	1人暮らしを したい	グループホームなど に入居したい	障がい者の入所 施設に入りたい	わからない	その他	無回答
18歳未満の 人と保護者 の人	実数	185	86	18	33	10	33	0	5
	%	100.0	13.3	5.0	10.0	41.7	21.7	6.7	1.7

		合計	家族と暮ら したい	1人暮らしを したい	グループホームなど に入居したい	わからない	その他	無回答
発達障がいの人 (18歳未満)と保 護者の人	実数	177	108	23	1	36	2	7
	%	100.0	61.0	13.0	0.6	20.3	1.1	4.0

■施策の方向性

地域で安心して暮らせるよう、いつでも受けることができる相談体制や居住系サービスを始めとする様々な障害福祉サービスの充実

■施策の展開

- ・障がいのある人が地域で暮らすためのグループホームやその他のサービスの拡充
【障がい福祉課】
- ・医療保護入院者や長期入院者の地域移行のための支援体制の整備 【障がい福祉課】
- ・重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人の地域移行のための支援体制の充実 【障がい福祉課】
- ・精神科病院の長期入院者についての実態把握に向けた方策の検討 【障がい福祉課】

基本施策 (5) 経済的不安に向けた支援の充実

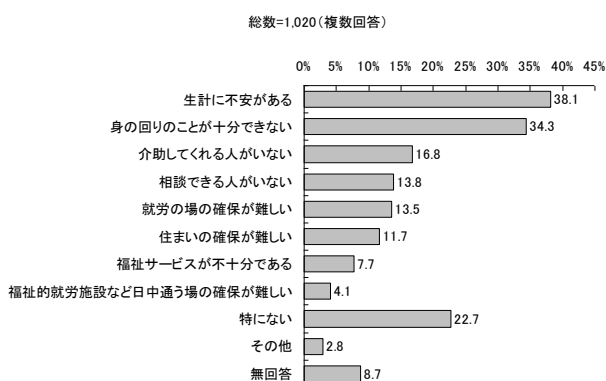
■ 現状と課題

障がいのある人(施設に入所している人を除く。)へのアンケート結果では、地域で生活を送る上での課題において、「生計に不安がある」が最も高く、現在や将来への経済的不安を抱えています。

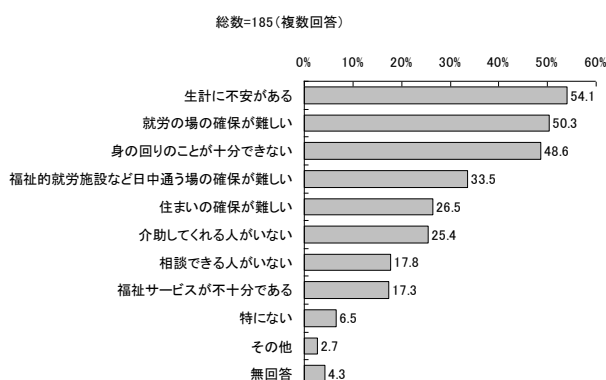
このような中で、障がい者への手当の給付を始め、様々な経済的支援を行っています。これに加え、経済的な不安についての各相談支援機関との連携など経済的不安の解消に向けた様々な視点での取り組みが必要です。

■ 地域生活の課題

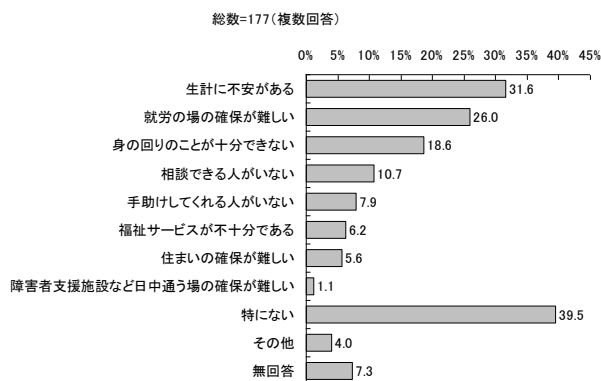
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



■ 施策の方向性

経済的不安の軽減・解消に向けた経済的支援や、各相談支援機関との連携

■ 施策の展開

- ・必要な受診機会の確保に向けた、自立支援医療などの医療費助成制度の利用促進
【障がい福祉課】
- ・成年後見制度利用者の経済的な負担の軽減の実施 【高齢者支援課・障がい福祉課】
- ・生活保護制度や生活困窮者への支援に関する周知 【障がい福祉課】
- ・生活相談支援センターとの連携 【障がい福祉課】
- ・住居確保のための経済的助成の検討 【障がい福祉課】
- ・就労に向けた経済的支援の検討 【障がい福祉課】

基本施策 (6)地域生活支援拠点の整備

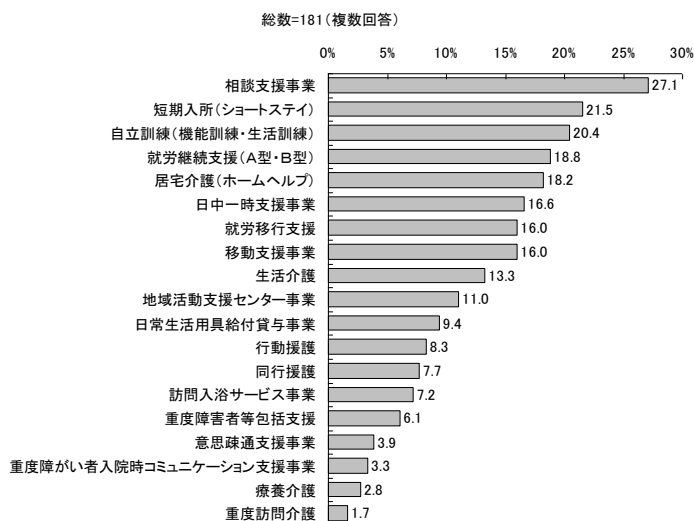
■現状と課題

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するサービス体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図る必要があります。

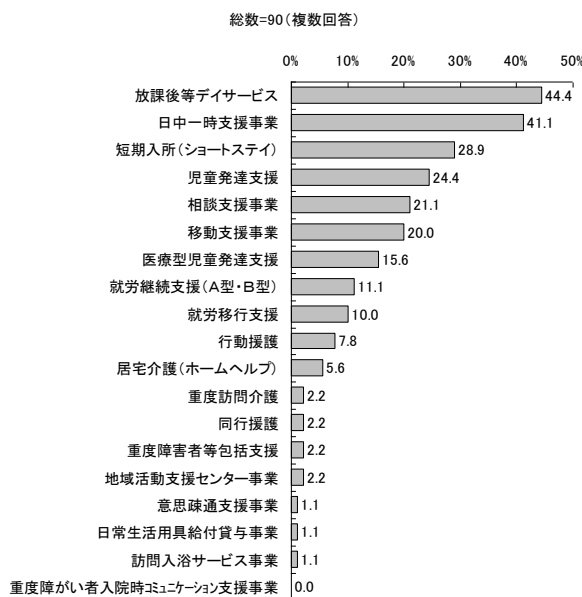
障害福祉サービスを利用している人が感じるサービスの不足について、ワンストップで効率的に対応を図るために、関係部門の拠点化もしくは密接な連携による提供体制が必要です。

■不足しているサービス

【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



■ 施策の方向性

必要かつ不足する障害福祉サービスについてワンストップで効率的に対応を図るための、関係部門の拠点化や密接な連携による提供体制の構築

■ 施策の展開

- ・サービス支援拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり
【障がい福祉課】
- ・一人暮らし、グループホームの入居等の体験の促進 【障がい福祉課】
- ・短期入所(ショートステイ)等の整備と機能強化による緊急時の受入体制の確保
【障がい福祉課】
- ・人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保 【障がい福祉課】
- ・地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談体制の整備 【障がい福祉課】